住定住促進住宅（勢理客地区）２号棟建設工事
公募型プロポーザル審査要領

住定住促進住宅（勢理客地区）２号棟建設工事業者を選定するにあたり、適正に審査するため下記のとおり定める。

１．提出書類及び提出期限

（１）提出書類　（※詳細は実施要領及び作成要領を参照）

① 企画提案書かがみ（様式３）
② 企画提案書（様式任意）
③ 事業者概要（様式４）
④ 業務実績書（様式５）
⑤ 業務実施体制（様式６）
⑥ 業務見積書　（様式７）

（２）提出方法　　持参又は郵送

（３）提出期限　　令和８年１１月２５日（水）17時まで

（４）提 出 先　　伊是名村役場　建設環境課（担当：玉城）
〒905-0695　沖縄県島尻郡伊是名村字仲田1687番地22

２．プレゼンテーション

（１）日　程　　令和８年１１月２７日(金)※予定。伊是名村役場大会議室

（２）審 査 会　住定住促進住宅（勢理客地区）２号棟建設工事業者選定プロポーザル審査会

（３）審査項目　※（別紙１）住定住促進住宅（勢理客地区）２号棟建設工事業者選定プロポーザル
審査基準参照

（４）審査方法　① 提案者が企画提案書の説明を 20 分程度行い、その後、説明に対する質疑応答を行う。プレゼンテーション終了後、次に示す審査項目及び採点基準に従い得点を算定する。
② 審査委員（別紙２）の合計得点を総計した合計が最も高い者を受注候補者として、随意契約の交渉を行う。
ただし、受注候補者は最低水準得点（６割）を満たす者とする。
なお、受注候補者に選定された者が辞退した場合、もしくは実施要領「３．参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を受注候補者として選定する。その場合においても最低水準得点を満たす者とする。
③ 合計得点が同点の場合は、審査会の多数決により選定する。
④ 応募者が１者の場合でも評価を行う。
⑤ 審査結果は応募者すべてに通知する。
⑥ 審査会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議等は一切受け付けない。
⑦ その他、プレゼンテーションは、別添１審査基準の評価項目について確実に説明すること。

別紙１

住定住促進住宅（勢理客地区）２号棟建設工事プロポーザル審査基準

採点項目	配点	番号	採点基準
業務執行体制、業務実績等	10	1	同等・類似業務について実績を有しており、そのノウハウを本業務に活用できるか。
		2	業務の執行体制や人員体制は、本業務を安定的に行うために十分なものか。
企画提案	70	3	現状把握、課題分析のための基礎調査等の手法は的確か。
		4	伊是名村の実情を踏まえ、現状分析及び問題提起がなされているか。
		5	国・県の動向や施策を踏まえた提案となっているか。
		6	目指すべき方向性や具体的施策等、実現可能な企画内容となっているか。
		7	提案事業者のノウハウや知識等を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。
		8	質疑応答に対し、的確・迅速に対応できているか。
工程	10	9	無理・無駄のない計画、工程になっているか。
価格	10	10	企画提案に対する見積価格が妥当であり、伊是名村に有益な価格であるか。
配点合計	100		

採点基準

評価	評価内容	70 点満点	10 点満点
A	特に優れている	70～60 点	10～9 点
B	優れている	59～50 点	8～7 点
C	やや優れている	49～40 点	6～5 点
D	要求水準を満たしている程度にとどまる	39～20 点	4～3 点
E	要求水準を満たしていない	19～0 点	2～0 点

別紙２

住定住促進住宅（勢理客地区）２号棟建設工事選定プロポーザル審査会

審査会委員

	氏　名	所属・役職	選任区分 （審査会設置要綱）
委員長 （代理）	神田宗秀	建設環境課長	第５条第２項第１号
委　員	諸見美奈子	総務課長	〃　第２号
委　員	前田秀光	農林水産課長	〃
委　員	諸見直也	企画政策課長	〃
委　員	東江隆路	教育振興課長	〃
委　員	前川栄進	住民福祉課長	〃
委　員	田盛	商工観光課長	〃
委　員	末吉長吉	会計管理者	〃
委　員	照屋　巧	教育長	〃　第３号